

長崎大学経営協議会学外委員の選任に関する基本方針

令和元年12月27日学長裁定

令和4年 2月 9日改正

長崎大学経営協議会学外委員の選任に当たっては、本法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するために、社会の多様な関係者から幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に生かすため、原則として、以下の方針により選任するものとする。

- 1 次のいずれかの分野の知見を有し、高等教育及び社会情勢に高い識見がある者を候補者とする。
 - (1) 教育・研究
 - (2) 病院経営
 - (3) 地域連携・地域振興
 - (4) 経済・産業
 - (5) 国際関係
 - (6) コンプライアンス

- 2 選任に際しては、ダイバーシティや分野のバランスを考慮し、本学の基本理念・ビジョンに沿って助言や提案ができる者を選任するものとする。

- 3 本方針は、本学を取り巻く情勢や求められる責務等を踏まえ、適宜検証を行い、適切な内容となるよう改正するものとする。